人事異動

内閣

衆議院議員　谷　公一

ウルグアイ国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずる

期間は平成二十七年三月十五日までとする

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　石田　高久

内閣サイバーセキュリティセンターに併任する

（警察庁警備局付）警視監　石田　高久

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房２０２０年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室長代理を命ずる（以上二月二十日）

公正取引委員会

（審査局審査長（第三審査長））

内閣府事務官　遠藤　孝史

辞職を承認する（二月二十日）

防衛省

（防衛政策局次長）防衛書記官　山本　条太

外務省へ出向させる

（外務省大臣官房審議官）外務事務官　河野　章

防衛書記官（防衛政策局次長）に採用する（以上一月二十日）

（内閣官房内閣審議官）内閣事務官　武藤　義哉

防衛書記官（大臣官房審議官）に採用する

防衛事務官（情報本部副本部長）に併任する

内閣官房へ出向させる（併任）

（九州防衛局長）防衛事務官　槍道　明宏

大臣官房付に転任させる

内閣官房へ出向させる

（大臣官房審議官（併）情報本部副本部長）防衛書記官（併）　川嶋　貴樹

防衛事務官（情報本部副本部長）の併任を解除する

防衛事務官（九州防衛局長）に転任させる

（情報本部情報評価官）防衛事務官　木原　淳

大臣官房付に転任させる

情報本部付に併任する

（地方協力局施設管理課長）防衛書記官　藤代　誠

地方協力局地方調整課長に転任させる

（近畿中部防衛局企画部長）防衛技官　桝賀　政浩

防衛書記官（地方協力局施設管理課長）に転任させる

（地方協力局地方調整課長）防衛書記官　古屋　剛

防衛事務官（情報本部情報保全官）に転任させる

（情報本部情報保全官）防衛事務官　櫻井　克則

情報本部情報評価官に転任させる

（地方協力局地方協力企画課連絡調整室長（併）地方協力局地方協力企画課部員）防衛部員　熊谷　昌司

地方協力局地方協力企画課部員の併任を解除する

防衛事務官（近畿中部防衛局企画部長）に転任させる（以上一月二十三日）

（護衛艦隊司令部）一等海佐　森田　哲哉

自衛艦隊司令部勤務を命ずる

（自衛艦隊司令部）同　山本　勝也

海上自衛隊幹部学校勤務を命ずる（以上二月二日）

（陸上自衛隊補給統制本部装備計画部長）一等陸佐　眞弓　康次

陸将補に昇任させる

（同）陸将補　眞弓　康次

陸上自衛隊補給統制本部副本部長を命ずる

（陸上自衛隊補給統制本部副本部長）同　田原　計

陸上自衛隊関西補給処長を命ずる

兼ねて宇治駐屯地司令を命ずる

（陸上自衛隊関西補給処副処長兼宇治駐屯地司令）一等陸佐　原　友孝

宇治駐屯地司令の兼補を解く（以上二月三日）

（航空幕僚監部首席法務官付法務官（企画・訴訟担当））一等空佐　荒井　将人

航空幕僚監部防衛部防衛課勤務を命ずる（二月四日）

（第五航空隊副長）一等海佐　菊地　秀雄

兼ねて派遣海賊対処行動航空隊司令を命ずる（二月十日）

皇室事項

御祝電

天皇皇后両陛下は、二月二十一日ノルウェー国国王陛下の御誕生日につき、同月二十日御祝電を発せられた。

官庁報告

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人宇井稔は願により公証人を免ぜられた。（一月三十一日）

東京法務局所属公証人横山匡輝は願により公証人を免ぜられた。

橋本昌純は公証人に任命され、東京法務局所属公証人横山匡輝の後任を命ぜられた。（以上二月二日）

東京法務局所属公証人山田弘司は願により公証人を免ぜられた。

飯倉立也は公証人に任命され、東京法務局所属公証人山田弘司の後任を命ぜられた。（以上二月十三日）

名古屋法務局所属公証人森本翅充は願により公証人を免ぜられた。

徳永幸藏は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人森本翅充の後任を命ぜられた。（以上二月十五日）（法務省）

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年２月24日に下記の日本工業規格を改正及び廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成27年２月24日

国土交通大臣　太田　昭宏

記

1．改正された日本工業規格

船用マンホール　F2304

パイロットラダー用船側はしご　F2622

船用弁及びコックの検査通則　F7400

2．廃止された日本工業規格　F0413

船橋当直者警報及び転送システム　F0419

船用機関回転計　F7002

船内総合情報システム設計通則　F9001

船舶及び海洋技術―船用ジャイロコンパス　F9602

公告

諸事項

商号登記抹消公告

営業所　常呂郡野付牛町874番地

商　号　北驒

上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成27年２月24日

釧路地方法務局北見支局

商号登記抹消公告

営業所　紋別郡遠軽町字遠軽市街地357番地

商　号　二丸専　遠軽専門店會

上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成27年２月24日

釧路地方法務局北見支局